

(別紙2)

## 業者選定基準

### 1. 選定の判断事項

以下に掲げる各事項を参考に、決定する。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 公官庁工事の実績の有無
- (3) 既発注工事の施工成績
- (4) 発注工事施工についての技術的特性
- (5) 発注工事の内容に適した専門性
- (6) 施工中の既発注工事の進捗状況等

### 2. 選定の制限事項

法人は、次の各号の一に該当するものは選定しない。

#### (1) 不誠実な行為があるもの

- ア. 埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成30年4月1日施行)に基ずく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である者
- イ. 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わない等、請負契約の履行が不誠実である者
- ウ. 埼玉県発注の工事請負契約につき、関係行政機関からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者

#### (2) 経営状況が著しく不健全である者

#### (3) 法人が事前に発注工事に応じて公表する条件を満たさない者

#### (4) 前各号のほか、1の各号を調査した結果、選定することが不適切と認められる者

#### (5) 過去または現在の施工実績及び経過において、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱(最新版)に抵触する行為があった者